

令和4年4月版

# 多子世帯における 都立学校 授業料等支援事業

## 授業料等減額手続きのお知らせ

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(年収目安 910 万円以上)で、収入に関わらず、保護者等の扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上いる世帯に対して授業料等（通信制受講料を含む。）を 1/2 に減額する制度です。

令和4年4月以降の  
授業料等が対象です。  
就学支援金を受給できる  
世帯は対象外です。

所得制限により  
就学支援金の  
対象外の世帯※1  
かつ  
扶養する 23 歳未満  
の子が 3 人以上  
いる世帯  
は  
授業料等が**半額**  
となります。

※1 「所得制限により就学支援金の対象外の世帯」とは、令和4年4月～6月分の授業料等については、令和3年度区市町村民税の課税標準額×6%－(区市町村民税の調整控除の額)が30万4千2百円以上の世帯です。令和4年7月以降の授業料等については、(令和4年度区市町村民税の課税標準額)×6%－(区市町村民税の調整控除の額)が30万4千2百円以上の世帯です。

## 1 支援対象となる世帯

- ・保護者等の扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上いる世帯
- ・所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(年収目安 910 万円以上※1)

- ◇ 世帯年収の上限はありませんが、所得制限により就学支援金の支給対象とならない世帯が対象です。
- ◇ 就学支援金が不申請でも申請可能ですが、必ず課税証明書等により、所得制限により就学支援金を受給できないことを確認してください。なお、判断に迷うは、就学支援金を申請するか、生徒がお通りの学校経営企画室へ相談してください。

また、後日、就学支援金の受給資格があることが確認できた場合でも、原則、就学支援金は、申請した日の属する月からの適用となりますので、ご注意ください。

- ◇ 在籍期間超過による理由のため、就学支援金の受給資格がない方は、対象となりません。

## 2 1 / 2 減額となる授業料等

授業料(年額)	1,200 円
---------	---------



**授業料等を 1 / 2 に減額**

1/2 授業料等(年額)	<u>600 円</u>
1/2 授業料等(月あたり)	<u>50 円</u>

- ◇ 実際に負担する授業料等は、授業料等の減額申請時期や就学支援金受給有無を踏まえて決定します。

### 3 提出書類

- ① 授業料等減免申請書
- ② 扶養親族等状況届
- ③ 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

- ◇ 授業料等の減額は、申請した月から対象となります。なお、随時で申請を受け付けています。
- ◇ 就学支援金を申請し、不認定となった場合は、審査結果の通知があった日の翌日以降 30 日以内に授業料等の減額申請をした場合、就学支援金の申請月から適用されます。

### 4 対象確認フローチャート

申請対象の生徒は、在学期間の超過等により、就学支援金を受給できる期間(在学期間が休学期間等を除き全日制 36 月又は定時制・通信制 48 月以内)を超過していませんか？

超過していません

超過しています

制度対象外です。

就学支援金不認定通知書又は課税証明書等から、所得制限により就学支援金の受給資格がないことを確認していますか？  
 ※ 令和 4 年 4 月から 6 月までの授業料等に対する就学支援金の場合、令和 3 年度区市町村民税の課税標準額×6%－(区市町村民税の調整控除の額)が 30 万 4 千 2 百円以上であると、就学支援金の受給資格がないものとなります。

はい

いいえ

就学支援金を申請いただくか、判断に迷う場合等は、お通りの学校経営企画室へ相談してください。

扶養する 23 歳(令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢)未満の子が 3 人以上いますか？

※ 健康保険証により扶養状況を確認します。健康保険証が国民健康保険の場合、扶養親族等状況届(扶養申立書)により確認します。

はい

いいえ

制度対象外です。

授業料等の 1/2 減額対象です。

### 5 減額時期

年度	令和 4 年度												令和 5 年度			
	申請区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
年間減額となるケース	減額申請 就学支援金不申請又は不認定				減額対象期間(4月～3月) 再度減額申請不要 就学支援金不申請又は不認定									減額対象期間(4月～3月) 減額申請		
7月から減額となるケース				就学支援金認定(～6月)	減額申請 就学支援金不申請又は不認定									減額対象期間(7月～3月) 減額申請		減額対象期間(4月～3月) 減額申請

※ 就学支援金が不認定の場合、通知を受け取ってから 30 日以内の申請により、就学支援金の申請時点まで遡って減額が適用されます。

### 6 提出期限・提出先等

提出期限/提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

提出先/問合せ先

生徒が在学している都立特別支援学校の経営企画室

制度に関すること

〒163-8001  
 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎北側 1 5 階  
 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課経理担当  
 ☎ 03(5320)6754 (平日 9:00～17:45)